

苫小牧市工事費内訳書の提出等に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）について、入札における不正行為の防止に寄与することを目的とする。

(対象とする工事)

第2条 予定価格が130万円を超える工事等のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付すものとする。

(工事費等内訳書の提出)

第3条 対象とする工事等にあつては、入札に当たり、入札金額に見合う工事費等内訳書又は業務費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

2 提出された内訳書は返却しない。

(様式と記載内容)

第4条 内訳書の様式は、別記様式第1号、第2号による。記載内容は、工種別、経費別等の金額とする。

(提出方法)

第5条 内訳書の提出は、入札書とともに公告等において指定された方法により提出する。

(入札の無効)

第6条 次に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とすることがある。

- (1) 内訳書が未提出の場合
- (2) 提出された内訳書が未記載である場合
- (3) 工事名を確認できない場合
- (4) 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合
- (5) 内訳書に記名押印がない場合

(審査)

第7条 審査により、積算内容に不備があると認められた場合は、当該入札者の入札を無効とすることがある。また、談合等の不正行為が疑われる場合は、苫小牧市競争入札談合情報等事務取扱要領に基づく措置等を講ずる。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市工事費内訳書の提出等に関する試行実施要領は、廃止する。